
令和 8 年 3 月

砺波市議会定例会議案

令和 8 年 3 月 2 日

砺波市議会 3 月定例会

令和8年3月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第1号	令和8年度砺波市一般会計予算	1
2	議案第2号	令和8年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算	8
3	議案第3号	令和8年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算	11
4	議案第4号	令和8年度砺波市霊苑事業特別会計予算	13
5	議案第5号	令和8年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算	15
6	議案第6号	令和8年度砺波市水道事業会計予算	17
7	議案第7号	令和8年度砺波市工業用水道事業会計予算	20
8	議案第8号	令和8年度砺波市下水道事業会計予算	22
9	議案第9号	令和8年度砺波市病院事業会計予算	25
10	議案第10号	砺波市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	28
11	議案第11号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	39
12	議案第12号	砺波市森林等の火入れに関する条例の一部改正について	41
13	議案第13号	砺波市下水道条例の一部改正について	42
14	議案第14号	砺波市水道事業給水条例の一部改正について	43
15	議案第15号	砺波市生きがいセンター庄川高砂会館条例の廃止について	44
16	議案第16号	辺地に係る総合整備計画の変更について	45
17	議案第17号	砺波市過疎地域持続的発展計画の策定について	47
18	議案第18号	市道路線の認定及び廃止について	48
19	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	49
	専決処分第1号	令和7年度砺波市一般会計補正予算(第6号)	50
	専決処分第2号	令和7年度砺波市一般会計補正予算(第7号)	52

議案第1号

令和8年度砺波市一般会計予算

令和8年度砺波市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,866,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,641,000
	1 市 民 税	3,500,623
	2 固 定 資 産 税	3,600,033
	3 軽 自 動 車 税	181,107
	4 市 た ば こ 税	324,000
	5 入 湯 税	33,715
	6 旧 法 に よ る 税	1,522
2 地 方 譲 与 税		255,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	42,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	195,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	18,500
3 利 子 割 交 付 金		15,300
	1 利 子 割 交 付 金	15,300
4 配 当 割 交 付 金		48,000
	1 配 当 割 交 付 金	48,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		77,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	77,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		120,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	120,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,201,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,201,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
9 地 方 特 例 交 付 金		57,300
	1 地 方 特 例 交 付 金	55,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	2,300
10 地 方 交 付 税		5,550,000
	1 地 方 交 付 税	5,550,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		21,848

	1 分 担 金	7,714
	2 負 担 金	14,134
13 使用料及び手数料		409,670
	1 使 用 料	233,527
	2 手 数 料	176,143
14 国 庫 支 出 金		2,785,216
	1 国 庫 負 担 金	2,176,060
	2 国 庫 補 助 金	599,990
	3 委 託 金	9,166
15 県 支 出 金		1,777,876
	1 県 負 担 金	837,216
	2 県 補 助 金	848,039
	3 委 託 金	92,621
16 財 産 収 入		45,798
	1 財 産 運 用 収 入	44,797
	2 財 産 売 払 収 入	1,001
17 寄 附 金		185,080
	1 寄 附 金	185,080
18 繰 入 金		2,016,337
	1 基 金 繰 入 金	2,016,337
19 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
20 諸 収 入		1,137,245
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市 預 金 利 子	50
	3 貸 付 金 元 利 収 入	580,078
	4 受 託 事 業 収 入	180,047
	5 助 成 金	40
	6 雑 入	373,030
21 市 債		1,416,829
	1 市 債	1,416,829
歳 入 合 計		24,866,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		200,172
	1 議 会 費	200,172
2 総 務 費		2,736,330
	1 総 務 管 理 費	2,066,703
	2 徴 税 費	267,621
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	161,150
	4 選 挙 費	493
	5 統 計 調 査 費	3,929
	6 監 査 委 員 費	27,968
	7 交 通 対 策 費	208,466
3 民 生 費		7,541,653
	1 社 会 福 祉 費	2,880,850
	2 児 童 福 祉 費	4,505,733
	3 生 活 保 護 費	154,921
	4 災 害 救 助 費	149
4 衛 生 費		3,798,343
	1 保 健 衛 生 費	1,216,338
	2 環 境 対 策 費	989,179
	3 繰 出 金	1,592,826
5 労 働 費		42,015
	1 労 働 諸 費	42,015
6 農 林 水 産 業 費		832,448
	1 農 業 費	198,832
	2 林 業 費	103,279
	3 農 業 土 木 費	530,337
7 商 工 費		1,318,623
	1 商 工 費	1,318,623
8 土 木 費		2,323,410
	1 土 木 管 理 費	58,038
	2 道 路 橋 り よ う 費	808,481

	3 河 川 費	11,805
	4 都 市 計 画 費	1,290,225
	5 住 宅 費	154,861
9 消 防 費		950,920
	1 消 防 費	950,920
10 教 育 費		2,318,527
	1 教 育 総 務 費	197,830
	2 小 学 校 費	495,947
	3 中 学 校 費	254,295
	4 幼 稚 園 費	125,145
	5 社 会 教 育 費	561,851
	6 保 健 体 育 費	683,459
11 災 害 復 旧 費		12,474
	1 農林水産業施設災害復旧費	4,210
	2 土 木 災 害 復 旧 費	8,264
12 公 債 費		2,721,084
	1 公 債 費	2,721,084
13 諸 支 出 金		1
	1 諸 支 出 金	1
14 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		24,866,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
“となみ地域力”推進交付金 (令和8年度)	令和 9年度から 令和10年度まで	21,000

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業費	34,100	普通貸借 又は 証券発行	7.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等若 しくは元金均 等で償還する 。ただし、市 財政の都合に より繰上げ償 還し、償還期 限を短縮し、 又は低利債に 借り換えるこ とができるも のとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
交通対策事業費	7,000			
会計管理事業費	2,500			
社会福祉事業費	37,100			
環境対策事業費	62,100			
水道会計事業費	32,700			
農業事業費	600			
林業事業費	10,600			
農業土木事業費	53,300			
商工事業費	46,700			
土木管理事業費	7,500			
道路橋りょう事業費	193,700			
都市計画事業費	214,900			
消防事業費	125,300			
小学校事業費	9,100			
社会教育事業費	4,200			
保健体育事業費	40,500			
中学校事業費	11,400			
借 換 債	523,529			
計	1,416,829			

議案第2号

令和8年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,204,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		679,129
	1 国民健康保険税	679,129
2 国庫支出金		7,590
	1 国庫補助金	7,590
3 県支出金		2,190,233
	1 県負担金	2,190,232
	2 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		11
	1 財産運用収入	11
5 繰入金		320,575
	1 一般会計繰入金	168,954
	2 基金繰入金	151,621
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		7,161
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	2,160
歳入合計		3,204,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		31,658
	1 総務管理費	23,931
	2 徴税費	7,476
	3 運営協議会費	251
2 保険給付費		2,105,584
	1 療養諸費	1,805,289
	2 高額療養費	291,882
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭諸費	2,400
3 国民健康保険 事業費納付金		980,398
	1 医療給付費分	648,269
	2 後期高齢者支援金分	229,641
	3 介護納付金分	78,646
	4 子ども・子育て支援納付金分	23,842
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		72,026
	1 特定健康診査等事業費	56,778
	2 保健事業費	15,248
6 基金積立金		11
	1 基金積立金	11
7 公債費		21
	1 公債費	20
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		13,001
	1 償還金及び還付加算金	5,001
	2 繰出金	8,000
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	3,204,700

議案第3号

令和8年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,040,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		845,311
	1 後期高齢者医療保険料	845,311
2 国庫支出金		715
	1 国庫補助金	715
3 繰入金		190,698
	1 一般会計繰入金	190,698
4 繰越金		947
	1 繰越金	947
5 諸収入		3,129
	1 延滞金、加算金及び過料	99
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	2,100
	4 受託事業収入	928
	5 雑収入	1
歳入合計		1,040,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		6,671
	1 総務管理費	120
	2 徴収費	6,551
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,028,601
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,028,601
3 保健事業費		3,428
	1 後期高齢者健康診査事業費	3,428
4 諸支出金		2,100
	1 償還金及び還付加算金	2,100
歳出合計		1,040,800

議案第4号

令和8年度砺波市霊苑事業特別会計予算

令和8年度砺波市霊苑事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		13,179
	1 負担金	13,179
2 使用料及び手数料		1,140
	1 使用料	1,140
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		479
	1 基金繰入金	5
	2 一般会計繰入金	474
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		14,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		14,326
	1 墓地管理費	14,326
2 公債費		474
	1 公債費	474
歳出合計		14,800

議案第5号

令和8年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算

令和8年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		19,600
	1 一般会計繰入金	19,600
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		19,700

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		4,000
	1 事業費	4,000
2 公債費		15,700
	1 公債費	15,700
歳出合計		19,700

議案第6号

令和8年度砺波市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度砺波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	18,100戸
(2) 年間総給水量	5,317,200m ³
(3) 年間受水量	4,434,700m ³
(4) 一日平均給水量	14,500m ³
(5) 主な建設改良事業費	829,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		1,121,700千円
第1項 営業収益		991,617千円
第2項 営業外収益		130,033千円
第3項 特別利益		50千円
支 出		
第1款 水道事業費用		1,115,600千円
第1項 営業費用		1,071,966千円
第2項 営業外費用		40,634千円
第3項 特別損失		2,000千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額546,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,300千円、減債積立金取り崩し額145,000千円、建設改良積立金取り崩し額300,000千円及び過年度分損益勘定留保資金25,200千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		498,100千円
第1項 企業債		450,000千円
第2項 工事負担金		15,400千円
第3項 他会計出資金		32,700千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,044,600千円

第1項 設備改良費	898,904千円
第2項 企業債償還金	145,696千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割り額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 設備改良費	上中野配水場 電気室耐震化 事業	千円 337,000	令和8年度	120,300千円
				令和9年度	196,700千円
				令和10年度	20,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上下水道料金システム等構築業務	令和8年度から 令和9年度まで	55,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設 整備事業債	千円 450,000	普通貸借 又は 証券発行	7.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間 を含め40年以内に半年賦若 しくは年賦又は元利均等若 しくは元金均等で償還する。 ただし、企業財政その他の都 合により繰上げ償還し、償還 期限を短縮し、又は低利債に 借り換えることができるも のとする。 なお、借入先の融通条件が あるときは、これに従うこ とができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 121,777千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、15,900千円と定める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第7号

令和8年度砺波市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度砺波市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	1箇所
(2) 年間総給水量	730,000m ³
(3) 一日平均給水量	2,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益		22,000千円	
第1項 営業収益		21,841千円	
第2項 営業外収益		159千円	
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用		18,300千円	
第1項 営業費用		14,043千円	
第2項 営業外費用		4,157千円	
第3項 予備費		100千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,700千円は、減債積立金取り崩し額13,000千円及び過年度分損益勘定留保資金700千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		0千円	
第1項 企業債		0千円	
	支	出	
第1款 資本的支出		13,700千円	
第1項 設備改良費		50千円	
第2項 企業債償還金		13,650千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第8号

令和8年度砺波市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度砺波市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	14,700戸
(2) 年間総排水量	3,870,000m ³
(3) 一日平均排水量	10,600m ³
(4) 主な建設改良事業費	590,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,634,200千円
第1項 営業収益		694,924千円
第2項 営業外収益		939,226千円
第3項 特別利益		50千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,632,400千円
第1項 営業費用		1,444,401千円
第2項 営業外費用		186,299千円
第3項 特別損失		700千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,800千円、減債積立金取り崩し額277,000千円及び過年度分損益勘定留保資金309,700千円で補てんするものとする。）。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,371,500千円
第1項 企業債		1,018,200千円
第2項 負担金及び分担金		47,800千円
第3項 国庫補助金		217,000千円
第4項 他会計出資金		88,500千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,037,000千円
第1項 建設改良費		930,916千円

第2項 企業債償還金

1, 106, 084千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上下水道料金システム等構築業務	令和8年度から 令和9年度まで	55,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業債	千円 49,400	普通貸借 又は 証券発行	7.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率)	借入れの年から据 置期間を含め40年以 内に半年賦若しくは 年賦又は元利均等若 しくは元金均等で償 還する。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上げ償還し、償 還期限を短縮し、又 は低利債に借り換える ことができるもの とする。 なお、借入先の融 通条件があるとき は、これに従うこと ができる。
特定環境保全公共 下水道事業債	290,400			
流域下水道事業債	217,300			
資本費平準化債	350,000			
下水道事業借換債	111,100			
計	1,018,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 75,392千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、671,500千円である。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第9号

令和8年度砺波市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度砺波市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	396床
(2) 年間患者数	304,731人
入院	111,690人
外来	193,041人
(3) 一日平均患者数	1,107人
入院	306人
外来	801人
(4) 主な建設改良事業	
有形固定資産購入費	504,128千円
附帯施設整備費	99,936千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益	12,513,000千円		
第1項 医業収益	11,104,349千円		
第2項 医業外収益	1,408,551千円		
第3項 特別利益	100千円		
			支 出
第1款 病院事業費用		13,397,000千円	
第1項 医業費用		12,755,951千円	
第2項 医業外費用		640,049千円	
第3項 特別損失		0千円	
第4項 予備費		1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,053,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,638千円及び過年度分損益勘定留保資金1,051,362千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入		599,900千円
第1項 企業債		595,700千円
第2項 出資金		4,100千円
第3項 固定資産売却代金		100千円
第4項 補助金		0千円

支 出

第1款 資本的支出		1,652,900千円
第1項 建設改良費		604,064千円
第2項 企業債償還金		1,048,836千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
図書購入	令和9年度	7,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	千円 125,000	普通貸借 又は 証券発行	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
電算機器整備事業	370,800			
病院施設整備事業	99,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	6, 853, 813千円
(2) 交際費	200千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営健全化に資するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、287, 200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3, 317, 244千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(種類)	(名称)	(数量)
取得する資産		
器械備品	学術系システム	一式
	採血管準備システム	一式
	生理検査システム	一式

令和8年3月2日 提出

砺波市長 夏野 修

議案第10号

砺波市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

砺波市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(砺波市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 砺波市職員等の旅費に関する条例(平成16年砺波市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第8号とし、第4号を削り、第8号の前に次の2号を加える。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を「その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号及び次条第2項において同じ。)における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を

支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第1号及び第2号中「ための」の次に「内国」を加え、同項に次の5号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第3条第3項中「、規則の定めるところにより」を削り、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項から第3項まで及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」を「の変更を」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項中「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった」に、「旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録を」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第2項から第11項までを次のように改める。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第5項及び第11条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。

第6条中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加える。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)」を、「以下」の次に「この条並びに第26条第1項及び第2項において」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条第2項中「速やかに」を「所定の期間内に」に改め、同条第3項中「速やかに」を「所定の期間内に、」に改め、同条に次の4項を加える。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は規則で定める。

第11条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅行依頼等の旅費)

第9条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定める。

第12条第1項中「次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による」を「次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第12条第3項を削り、同条を第10条とする。

第13条第1項中「次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第13条を第11条とする。

第14条中「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第14条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 規則で定める旅行における規則で定める私有車を利用する移動1キロメートルにつき37円
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第15条から第19条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第20条から第22条までを削る。

第23条各号列記以外の部分中「次に規定する旅費」を「次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第23条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第23条を第20条とする。

第24条第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第24条第2項を次のように改める。

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

第24条に次の1項を加える。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第24条を第21条とする。

第25条中「については、国家公務員の外国旅行の例に準じて旅行命令権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する」を「の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級については、規則で定める。

第25条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第4号に掲げる費用を除く。）(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条第1項中「旅行命令権者」を「任命権者」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の特例）

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給できるものとする。

（旅費の返納）

第26条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

（砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正）

第2条 砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成16年砺波市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「規定を準用」を「例により算定した額を支給」に改める。

（砺波市消防団条例の一部改正）

第3条 砺波市消防団条例（平成16年砺波市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「旅費等級2級」を「市長等」に、「旅費等級3級」を「一般職」

に改める。

(砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第4条 砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年砺波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「定めるところにより」を「規定により市長等に支給する旅費に相当する額を」に改める。

(砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成20年砺波市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1に掲げる」を「砺波市職員等の旅費に関する条例（平成16年砺波市条例第43号。以下「旅費条例」という。）の規定により一般職の職員に支給する旅費に相当する」に改める。

第6条第1項中「砺波市職員等の旅費に関する条例（砺波市条例第43号。以下「旅費条例」という。）」を「旅費条例」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

区分		報酬額
教育委員会委員		月額 27,000円
選挙管理委員会委員	委員長	日額 10,000円
	委員	// 9,000円
公平委員会委員		// 9,000円
監査委員	識見を有する者	月額 34,000円
	議員兼任者	// 16,500円
農業委員会委員	会長	月額 18,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	委員	月額 14,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
固定資産評価審査委員会委員		日額 9,000円
総合計画審議会委員		// 9,000円
特別職報酬等審議会委員		// 4,000円

固定資産評価員	// 9,000円
障害支援区分判定等審査会委員	// 16,000円
災害弔慰金等認定審査会委員	会長 // 19,000円
	委員 // 17,000円
国民健康保険運営協議会委員	// 9,000円
公害対策審議会委員	// 4,000円
農業振興審議会委員	// 9,000円
都市計画審議会委員	// 9,000円
景観まちづくり審議会委員	// 9,000円
社会教育委員	// 9,000円
文化財保護審議会委員	// 9,000円
スポーツ推進審議会委員	// 9,000円
選挙長	1選挙につき 12,200円
選挙立会人	// 10,100円
開票管理者	// 12,200円
開票立会人	// 10,100円
投票所の投票管理者	日額 14,500円
投票所の投票立会人	// 12,400円
期日前投票所の投票管理者	// 12,800円
期日前投票所の投票立会人	// 10,900円
上記に定めるもののほか、附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員	予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額

(砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年砺波市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の砺波市職員等の旅費に関する条例、砺波市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例、砺波市消防団条例、砺波市議会議員の議員報酬、砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例、砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、次項から第6項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の砺波市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）第2条から第27条までの規定、第2条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例第5条の規定、第3条の規定による改正後の砺波市消防団条例第18条の規定、第4条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第3条の規定、第5条の規定による改正後の砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1の規定、第6条の規定による改正後の砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第31条第2項の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に命ぜられた赴任に伴う旅行であって施行日前に出発したもののうち施行日前の期間に対応する分については、新旅費条例第2条から第27条までの規定及び改正後の砺波市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例第5条の規定を適用する。
- 4 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、改正前の砺波市職員等の旅費に関する条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新旅費条例第26条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 11 号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例（平成 16 年砺波市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（富山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 8 条」の次に「、第 11 条の 5」を加える。

第 11 条の次に次の 4 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第 11 条の 2 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.3 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,320円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 840円

(2) 特定世帯 420円

(3) 特定継続世帯 630円

附則第11項、第12項及び第14項から第21項までの規定中「第9条」の次に「、第11条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号

砺波市森林等の火入れに関する条例の一部改正について

砺波市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

砺波市森林等の火入れに関する条例（平成16年砺波市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「森林法」を「法」に改め、「2通」を削る。

第3条中「当該」を「前条の規定による」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改める。

第4条第1項及び第5条中「森林法」を「法」に改める。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「異常乾燥注意報又は」を「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

砺波市下水道条例の一部改正について

砺波市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市下水道条例の一部を改正する条例

砺波市下水道条例（平成16年砺波市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第4項中「指定工事店」の次に「（同項ただし書に規定する他の市町村長の指定を受けた者を含む。）」を加える。

第30条第2項第4号中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「地方公営企業法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 号

砺波市水道事業給水条例の一部改正について

砺波市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市水道事業給水条例の一部を改正する条例

砺波市水道事業給水条例（平成 1 6 年砺波市条例第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者（以下「他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（同項ただし書に規定する他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

砺波市生きがいセンター庄川高砂会館条例の廃止について

砺波市生きがいセンター庄川高砂会館条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市生きがいセンター庄川高砂会館条例を廃止する条例

砺波市生きがいセンター庄川高砂会館条例（平成16年砺波市条例第101号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、下記の辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 鉢伏山辺地に係る総合整備計画 別紙 1

総合整備計画書

富山県砺波市鉢伏山辺地

(辺地の人口106人、面積12.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 砺波市川伏、五谷、庄川町隠尾、庄川町落シ、庄川町名ヶ原、庄川町横住、庄川町湯谷、庄川町湯山
- (2) 地域の中心の位置 砺波市庄川町湯谷176番地
- (3) 辺地度点数 101点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域の大部分は、丘陵と山間地で形成された農山村地域であり、農林業従事者は高齢化が進み、さらに若者の流出により過疎化が進んでいる。

富山市と砺波市をつなぐ道路である林道牛岳線が通っており、林業や観光面で重要な施設である牛岳トンネルの安全確保が求められている。

また、地域振興を図って活力ある地域づくりを進めるため、当地域の特色である自然を生かしたレクリエーション地帯の整備を計画的に行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設整備の基本方針

安全で快適な生活を送ることができるよう、林道牛岳線の牛岳トンネルの補修工事を行う。

また、当地域の豊かな自然環境を生かしながら、市民の身近なスポーツと憩いの場として夢の平レクリエーション地帯を整備する。

(2) 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	(6,600)		(6,600)	(6,600)
		13,517		13,517	13,500
観光・レクリエーション施設	砺波市	(72,990)		(72,990)	(72,900)
		76,788		76,788	76,700
合 計	計	(79,590)		(79,590)	(79,500)
		90,305		90,305	90,200

上段：(変更前)

下段： 変更後

議案第 17 号

砺波市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、砺波市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第18号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
金屋44号線	庄川町金屋	庄川町金屋	
東石丸6号線	東石丸	大窪	
杉木5号線	杉木二丁目	杉木二丁目	
パークアヴェニュー宮村線	宮村	宮村	
リンクステージ深江線	深江	深江	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
金屋小牧線	庄川町金屋	庄川町小牧	
金屋29号線	庄川町金屋	庄川町金屋	

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月2日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 令和7年度砺波市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和7年度砺波市一般会計補正予算（第7号）

専決処分第1号

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,135,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,726,165	26,362	3,752,527
	3 委託金	33,097	26,362	59,459
19 繰越金		1,279,849	100,000	1,379,849
	1 繰越金	1,279,849	100,000	1,379,849
補正されなかった款項に係る額		21,002,836	—	21,002,836
歳入合計		26,008,850	126,362	26,135,212

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,033,881	26,362	3,060,243
	4 選挙費	61,730	26,362	88,092
8 土木費		2,275,131	100,000	2,375,131
	2 道路橋りょう費	753,451	100,000	853,451
補正されなかった款項に係る額		20,699,838	—	20,699,838
歳出合計		26,008,850	126,362	26,135,212

専決処分第2号

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,185,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		1,379,849	50,000	1,429,849
	1 繰越金	1,379,849	50,000	1,429,849
補正されなかった款項に係る額		24,755,363	—	24,755,363
歳入合計		26,135,212	50,000	26,185,212

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		2,375,131	50,000	2,425,131
	2 道路橋りょう費	853,451	50,000	903,451
補正されなかった款項に係る額		23,760,081	—	23,760,081
歳出合計		26,135,212	50,000	26,185,212